

空 乘 第 6 3 号

昭和60年 5月20日

一部改正 空 乘 第 1 7 3 号

平成18年 7月25日

一部改正 国 空 航 第 3 1 9 号

平成26年 7月30日

一部改正 国 空 航 第 2 7 1 5 号

令和2年12月22日

「操縦室模擬装置」の技術基準（整備関係）

1. 目的

この基準は航空整備士の実地試験科目のうち、「動力装置の操作」を実施できる「操縦室模擬装置」(M T S、M F T D、F P T等) の具備すべき要件を定めることを目的とする。

2. 使用範囲

この基準に合致する「操縦室模擬装置」を使用した場合、次の系統の機能試験及び故障探求を実機にかえて実施することができる。

- (1) 空気調和系統
- (2) 自動操縦装置系統
- (3) 通信系統
- (4) 電気系統
- (5) 防火系統
- (6) 操縦系統
- (7) 燃料系統
- (8) 油圧系統
- (9) 防除氷系統
- (10) 計器系統
- (11) 着陸装置系統
- (12) 航法系統
- (13) 空気圧系統
- (14) 補助動力装置系統

- (15) プロペラ
- (16) タービン発動機
- (17) 故障診断機能

3. 「操縦室模擬装置」の要件

- 3-1 操縦室内の主要諸系統に係わる操作装置、計器板、付属する計器及びスイッチ等の寸法及び形状は、実機と類似していること。
- 3-2 操縦室内の各乗組員座席（オブザーブ座席を除く）と主要諸系統に係わる操作装置及び計器板の相対的位置は、実機と類似していること。
- 3-3 主要諸系統以外の系統、操縦室内の窓及び装備品等は、写真又は模型等で実機環境に類似していること。
- 3-4 主要諸系統に係わる操作装置の作動方向及び作動範囲は、実機と類似していること。（但し、THROTTLE LEVER、FUEL CONTROL LEVER 又は SWITCH 等、PROP CONTROL LEVER、FIRE HANDLE は除く）
- 3-5 主要諸系統に係わる操作装置の操作に対応して、自動的に実機と同等の計器指示、視覚指示、聴覚指示（警報装置に限る。）が行われること。
- 3-6 主要諸系統に係わる操作装置の操作に要する力は、実機と類似していること。
- 3-7 主要諸系統の作動状態は、地上における実機を模擬していること。
- 3-8 サーキット・ブレーカーは実機と同じ場所に配置され、通常操作中や故障発生操作時に正確に機能すること。（但し、FPTはこの限りではない。）
- 3-9 乗組員座席（オブザーブ座席を除く）は実機と同様のものであること。
(但し、FPTはこの限りではない。)
- 3-10 教官・試験官のための適切な座席を配置すること。これらの座席からは乗組員の計器板等が見えなければならない。
- 3-11 教官席において主要諸系統の通常状態、異常状態、緊急状態を適切に制御できること。
- 3-12 飛行日誌を備えていること。
- 3-13 主要諸系統の計器板と計器のための照明は実機を模擬していること。
(但し、FPTはこの限りではない。)

4. 維持、保守

- 4-1 設置時及び2年毎に定期的な主要諸系統の性能確認を行っていること。
- 4-2 主要諸系統の性能を維持するための要領を定めていること。

5. その他

- 5-1 操縦士実地試験のため国土交通大臣により認定を受けている模擬飛行装置または飛行訓練装置（レベル5以上）は、この基準に適合しているものとみなす。
- 5-2 この基準を満たさない諸系統については必要により実機またはその他の装置を使用して試験を実施するものとする。
- 5-3 この基準で主要諸系統とは「電気系統、防火系統、油圧系統、空気圧系統、プロペラ、タービン発動機、故障診断機能」とする。

【附則】

- 1. この基準は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月22日 国空航第2715号）
この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

操縦室模擬装置実地検査調書

実機型式

保有者名

検査実施日

航空従事者試験官

検査項目 「操縦室模擬装置」 技術基準2項	適	否
1. 空気調和系統		
2. 自動操縦装置系統		
3. 通信系統		
4. 電気系統		
5. 防火系統		
6. 操縦系統		
7. 燃料系統		
8. 油圧系統		
9. 防除氷系統		
10. 計器系統		
11. 着陸装置系統		
12. 航法系統		
13. 空気圧系統		
14. 補助動力装置系統		
15. プロペラ		
16. タービン発動機		
17. 故障診断機能		
所見		